

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）26条の規定に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年10月20日付けで行った保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、保護費の累積金の増加を理由として保護を廃止した本件処分の違法性又は不当性を主張している。

保護を受けてから15年余り経過しているが、金は2年間でなくなるので、明日の生活を考えても不安でたまらず、命を短くしようと考えたり、寝ること、食べることができないほどである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年1月27日	諮問
平成29年3月21日	審議（第7回第4部会）
平成29年4月17日	審議（第8回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。
- (2) 地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準とされる「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）は、要保護者からの資産に関する申告は、資産の有無、程度、内訳等について、書面で行わせるものとし、これらの事項を証する資料がある場合には、提出を求めるものとしている（局長通知第3）。
- (3) 同じく地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準とされる「生活保護法による保護の実施要領の

取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）は、保護の受給中、既に支給された保護費のやり繰りによって生じた預貯金等がある場合の取扱いについて、「当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない。」とする一方、「保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被保護者に説明したうえで、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行うこと。」としている（課長通知第3・問18・答）。

(4) また、課長通知は、被保護者の世帯における定期収入の恒常的な増加等により、以後特別な事由が生じない限り保護を再開する必要がないと認められるとき又は当該世帯における収入の臨時的な増加等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときは、法26条の規定に基づき保護を廃止すべきであるとしている（課長通知第10・問12・答2）。

(5) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2013（平成27年度修正版〈反映版〉）」（以下「運用事例集」という。）は、「保護の目的から、単に将来の出費に備えるための蓄財一般を全て認めるには至らないが、生活保護の趣旨目的に沿った具体的な目的を持った蓄えについては、それらが預貯金という形で残されていても「利用し得る資産」として収入認定されることにはならない」とした上で、一定額を超える預貯金等の保有が判明した場合、それが特に目的等がなく単に累積したものである場合については、まず、最低

限度の生活に欠ける部分を補い、生活基盤を回復させるために使うよう、保護の実施機関において指導助言するとし、最低限度の生活に欠ける部分を補っても、なお相当額の残余がある場合には、活用し得る資産として認定した上で、生活最低基準をまかなう費用として活用を求め、保護の廃止又は分割による収入認定を行うものとしている（運用事例集問8-34・答2）。

そして、上記「一定額」の基準について、その目安としては、「累積金のすべてが目的のない状態であった場合、保護の廃止の期間の考え方をうければ、当該世帯の最低生活費の概ね6か月分相当の額に達した場合と考えられる」としている（運用事例集問8-34・答3）。

運用事例集による上記取扱いは、課長通知における預貯金の取扱い及び保護廃止の基準（上記(3)及び(4)）に合致するものであって、合理性が認められるものである。

- 2 これを本件についてみると、担当職員は、請求人からの申告及び各預貯金通帳の残高を確認することにより、請求人が本件累積金（合計1,982,148円）を保有していることが判明したことから、預貯金の目的について請求人に確認したところ、具体的な使途に充てる予定がある旨の説明はなく、一方で、当面の生活費において特に不足して困っている事情もない旨を聴取したことが認められる。

そして、本件累積金の金額は、請求人の最低生活費（月額120,860円）の6か月分（725,160円）を大きく超過し、同生活費の約1年4か月分に及ぶことから、処分庁は、本件累積金は保護の趣旨目的に沿った具体的な目的を持った蓄えであると認めることはできず、請求人について生活の困窮がないと判断し、保護を廃止することを決定したことが認められる。

そうすると、本件処分は、上記（1）の法令等の定めに基づいて

なされたものと言え、違法又は不当な点を認めることはできないものである。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり主張し、要するに、今後の生活に不安があることから、本件累積金の存在により保護を廃止することとした本件処分について、違法性又は不当性を主張している。

しかし、請求人については、最低生活費のおおむね6か月分相当の額を大きく超える本件累積金の保有が判明しており、預貯金の目的についても、保護の趣旨目的に沿った具体的な目的があるものではなく、将来の出費に備えるための蓄財であると解さざるを得ないのであって、累積金の増加を理由として請求人の保護を廃止した本件処分が法令等の定めにもとってなされたものと認められるのは、上記（2）のとおりである。

したがって、請求人の上記主張は、理由がない。

- 4 請求人は、反論書において、本件累積金に計上されるべき所持現金は400,000円であり、平成28年9月28日に請求人宅を訪問した担当職員にも渡してそのように話したが、担当職員は一度も金額を数えておらず、本件処分においては30,000円が過大に計上されていると主張する。

しかし、請求人は、本件資産申告書により、処分庁に対し、当該時点における所持現金が430,000円であると自ら申告していることが認められる上、実際の所持現金が400,000円であったと認めるべき客観的な証拠も認められない以上、本件累積金における所持現金の額について、過大な計上があったと認めることはできないと言うほかない。

したがって、請求人の上記主張は、理由がない。

- 5 また、請求人は、反論書において、本件累積金に計上されるべき預貯金の合計額についても、通帳の金額と比較して4,105

円が過大に計上されている旨を主張する。

しかし、請求人が保有する預貯金の額について、平成28年10月11日に請求人から担当職員に提出された各預貯金通帳の写しによれば、当該時点において通帳に記帳された残高の合計額は1,552,148円であることが認められ、処分庁はこの金額を請求人の預貯金資産の額と認定した上で本件処分を行ったことが認められるから、預貯金が過大に計上された事実は認められない。

なお、請求人が預貯金の額に4,105円の過大計上があったとする根拠は必ずしも明らかではないが、審理員宛てに送付した書面において、処分庁が弁明書に記載した預貯金の額について「私の預金通帳の10月20日を見ても一点も存在しない、完全に誰れかに作られたものです。」と主張することからすると、本件処分があった同年10月20日の時点における各預貯金通帳の残高合計額が1,548,043円（1,552,148円から4,105円を除いた額）であることを、その論拠とするものと解される。

しかし、処分庁は、平成28年9月28日付けの本件資産申告書及び同年10月11日に請求人が提出した各預貯金通帳の写しにより、請求人が保有する預貯金資産を1,552,148円と認定した上で、同月20日付けで本件処分を行ったのであり、これは、局長通知第3（上記1・(2)）に則った、適法かつ妥当な資産の認定方法であって、仮に同日（本件処分のあった日）時点における実際の預貯金残高の合計が1,548,043円であり、そのことが事後的に確認できる事実であったとしても、本件処分における預貯金資産の認定に誤りがあったことにはならない。

以上のとおり、請求人の上記主張には、理由がない。

6 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美